平成２１年（フ）第９４４６号
大阪府豊中市箕輪１丁目９番６―305号
債務者　竹中　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４５１号
大阪市平野区長吉長原東３丁目12番６―509号
債務者　岡澤　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４５７号
大阪市淀川区塚本２丁目13番18―406号
債務者　森本　厚子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４６３号
大阪府枚方市牧野阪２丁目19番16号
債務者　堀井登代司
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４６４号
大阪市生野区田島１丁目11番28―209号
債務者　岩本夢子こと　髙　　夢子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０２号
香川県高松市高松町402番地２
債務者　青木　康弘
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４３４号
香川県綾歌郡綾川町陶2010番地10
債務者　大倉　秀人
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４５０号
香川県高松市塩上町３丁目８番１号
債務者　楠　　豊子（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５０３号
香川県高松市浜ノ町60番25浜ノ町23ビル213号
債務者　大林　宏敏
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５０４号
香川県さぬき市鴨庄1131番地10
債務者　鞍井　豊藏
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５２０号
香川県高松市伏石町2124番地12　レオパレスアルカディア110号室
債務者　髙橋　芳典
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２５号
長崎県壱岐市芦辺町中野郷仲触1551番地
債務者　定村　順子（旧姓下條）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第１５９３号
仙台市青葉区柏木３丁目６番３―104号
債務者　荒川　敏夫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２３号
仙台市太白区長町５丁目５番25号　パナハイツ大井203号
債務者　菅原　和子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２５号
宮城県塩竈市花立町19番29号、住民票上の住所仙台市宮城野区小鶴１丁目３番23号
債務者　三浦乃理子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５０号
仙台市若林区中倉２丁目２番５号
債務者　齋藤　留治
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０９号
仙台市太白区秋保町湯元字畑３番地の４　ホテル瑞鳳女子寮330、従前の住所秋田県湯沢市横堀字旭町23番地
債務者　松岡　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３３号
仙台市若林区上飯田３丁目12番10号　ルーナ・カーサＢ202
債務者　鈴木美代子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係